

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和5年度)

施設の名称	閑上漁港の指定施設
指定管理者の名称	宮城県漁業協同組合
施設所管部課(室)	水産林政部水産業基盤整備課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘要
令和5年 4月 ~ 令和10年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指定管理者の名称	名称	宮城県漁業協同組合
	所在地	石巻市開成1番27
指定期間	令和5年 4月 1日 ~ 令和10年 3月 31日 (5か年)	(5か年)
募集方法	■ 公募 □ 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施設の名称	閑上漁港の指定施設	
所在地	名取市閑上字東須賀地先、名取市閑上5丁目地先	
設置年月	平成13年 4月	
根拠条例等	漁港管理条例	
設置目的	プレジャーボート係留を適正化し、漁業者とのトラブルを防止することにより、漁港の適正な管理を図るもの	
施設の内容	敷地面積	m ²
	構造	
	内容	指定施設A 全長134メートル 10m未満のプレジャーボート等 指定施設B 全長543メートル 10m未満のプレジャーボート等 指定施設C 全長150メートル 10m以上の遊漁船、PB、長期係留船、作業船、海難戦及び海難避難船、等
開館(所)日	365日	
開館(所)時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分	
指定管理者が行う業務の範囲	漁港管理条例第18条 第2号 指定施設の使用許可に係る申請書の受付に関する業務 第3号 指定施設の維持管理に関する業務	
利用料金制	採用の有無	□ 有 ■ 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前 年 度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
開館(所)日数	366 日	365 日	366 日	100.0%	100.3%
延べ利用者数	38 人	38 人	38 人	100.0%	100.0%

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前 年 度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
指定施設A	0 人	0 人	0 人	-	-
指定施設B	30 人	32 人	32 人	106.7%	100.0%
指定施設C	6 人	6 人	6 人	100.0%	100.0%
	人	人	人	-	-
	人	人	人	-	-
合 計	36 人	38 人	38 人	105.6%	100.0%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円、%)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前 年 度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
県指定管理料	1,178	1,233	1,244	105.6%	100.9%
利用料金収入				-	-
その他				-	-
収入計 (a)	1,178	1,233	1,244	105.6%	100.9%

(2) 支出

人件費	1,121	1,176	1,187	105.9%	100.9%
施設管理費	45	45	45	100.0%	100.0%
事業運営費	12	12	12	100.0%	100.0%
その他				-	-
支出計 (b)	1,178	1,233	1,244	105.6%	100.9%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	0	0	-	-
前期繰越収支差額				-	-
次期繰越収支差額				-	-

6. 評価対象年度(令和5年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	県の評価 【施設所管課記入】	
			評価	評価
①管理運営体制	支所職員で管理運営あたっている。	管理運営に担当外職員に応援して頂き適正に運営している。	A	業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。 A
人員体制	正規 3人 非正規 人			
②施設・設備の維持管理業務の実施	指定施設の維持管理のため、漁港の見回り、係留船の確認を行った。	毎週、月・金曜日には、現場に向かい、トラブルが無いかを見回りを行った。また、天候の変動がある場合、事前に注意喚起を行った。	A	指定施設がいつでも利用に供されるよう、適正に管理されていると認められる。 A
③運営業務(ソフト事業等)の実施	・指定施設の使用許可申請書受付 ・許可書・ステッカーの交付 ・使用料の徴収	申請書を提出後、漁港部より、許可証・ステッカーが返送され次第、利用者に請求書を作成し、使用料の徴収に遅延が無い様務めた。	A	各種書類は正しく整理されており、適正に実施されていると認められる。 A
④自主事業の実施				
⑤利用者サービスの向上	・巡回による施設の点検 ・組合員に協力要請を依頼している。	PB船代表者と、巡回時、意見交換を行ったり、運営委員長にPB船の、一時避難の協力を要請したり、密な連絡を取りよう心掛けた。	A	施設の清掃及び巡回点検により安全が確保され、利用者サービスの向上が図られていたことが認められる。 A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	巡回点検時に意見交換を行ったり、申請時や使用料支払い時に要望等の把握に努めた。	今期、台風の状況確認時、利用代表者と連絡を取り合い、事故等の情報共有を図った。年度末には、漂着事故が起り、迅速に対応を行った。	A	窓口対応の際、漁業者等から寄せられる要望に対し、都度適切に対応したと認められる。 A
⑦安全対策	プレジャーボート利用の方々の中から代表をお願いし、異常があれば、速やかに利用者へ連絡を行ってい頂くよう連絡体制を作った。また、地元漁業者へも協力を頂くようお願いしている。	適正な管理運営している。	A	安全対策が適切に実施されたと認められる。 A
⑧県民の平等利用	施設利用の選定については、平等を期すため、申請順にて案内している。	適正に対応した。また、必ずPB船、代表者と連絡を取り、係留場所、申請を円滑に行つた。	A	問い合わせ者に対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。 A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	県の評価 【施設所管課記入】	
			評価	評価
⑨個人情報の保護	個人情報の保護に関する取扱いについて、担当職員はもちろん、支所職員全体で徹底を周知している。	適正な管理運営している。	A	現地調査の結果、個人情報の保護が徹底されていると認められる。ただし、個人情報(及び情報公開)は個人情報保護方針に基づき対応しており、協定に定める取扱に至っていない。
⑩利用実績	前頁「4.施設利用実績」のとおり	利用者の変更はあるもの、現状上限値であると考える。	A	利用希望者を隨時受け入れられるよう、適正な維持管理を行っていたと認められる。
⑪収支実績	前頁「5.管理運営実績」のとおり	実績通り。適正に管理しました。	A	適正な維持管理及び運営業務が行われていると認められる。
⑫その他の取組				
総合評価		適正な運営管理にを行ってきた。	A	現地調査の結果、概ね適正に実施されたものと認められる。

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかつた。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	特になし	適正な施設管理がされている。今後も指定管理者と意見交換などし、利用者の更なる利便性向上を図っていく必要がある。